

特別養護老人ホーム桜の里 短期入所生活介護重要事項説明書

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電 話 042-654-3901 (午前9時30分～午後5時まで)

担 当 山岸 正典 ・ 高野 宏昭

※ご不明な点は、何でもおたずねください。

2 桜の里の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称 社会福祉法人多摩養育園 特別養護老人ホーム桜の里

所在地 東京都八王子市犬目町560番地1

介護保険指定番号 指定短期入所生活介護事業者(指定介護予防短期入所生活介護事業者)
(東京都第1372908176号)

(2) 施設の職員体制(令和8年4月1日現在)

	職 員 数
施設長	1名
事務職員	2名(実情に応じた職員数を基本とする。)
生活相談員	2名以上
看護職員	3名以上
介護職員	37名以上(ユニット毎にユニットリーダーを1名)
栄養士(管理栄養士)	1名以上
調理員	5名(実情に応じた職員数を基本とする。)
機能訓練指導員	1名以上
医師	1名以上
介護支援専門員	2名以上

(3) 施設の設備の概要

定員	12名(特別養護老人ホームに併設)
居室(個室)	12室(全室ユニット型個室)
共同生活室	ユニット1室
談話コーナー	ユニット1ヶ所
浴室	個別浴槽、特殊浴槽 ADLを考慮した浴槽等を設置しております。
医務室	1室

3 サービス内容

①食 事

②入浴介助

③生活介護

④機能訓練

⑤生活相談

⑥健康管理

⑦特別食の提供

⑧理美容サービス

⑨レクリエーション

⑩短期入所生活介護計画の作成（４日間以上の場合） 等

4 利用料金

（１）基本料金

①施設利用料

（ユニット型個室）

介護度	介護保険適用時の１日 あたり１割自己負担額	介護保険適用時の１日 あたり２割自己負担額	介護保険適用時の１日 あたり３割自己負担額
要支援１	５７２円	１,１４５円	１,７１８円
要支援２	７１０円	１,４２０円	２,１３１円
要介護１	７６２円	１,５２４円	２,２８７円
要介護２	８３６円	１,６７２円	２,５０８円
要介護３	９１７円	１,８３４円	２,７５１円
要介護４	９９４円	１,９８８円	２,９８２円
要介護５	１,０６８円	２,１３７円	３,２０６円

②食 費 朝食 ４５０円
 昼食 ５８５円
 夕食 ５１０円 合計 １,５４５円

③滞 在 費 １日あたり ２,０６６円

（２）その他の料金

①理美容費 個別対応

②日常生活費 １日 Ａセット５０円

 １日 Ｂセット２０円

③個人のテレビ等・電気代 １日 ３０円

④その他

- ・上記の他レクリエーション費用、送迎などは自己負担となります。
- ・送迎は介護保険の適用を受けることができる場合もございます。詳しくはお問い合わせください。

（３）キャンセル料

入居前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

- ① 入居日の前日午前１１時までにご連絡いただいた場合 無 料
- ② 入居日の前日午後５時までにご連絡いただいた場合 １日の利用料の５０％
- ③ 入居日の前日午後５時以降にご連絡いただいた場合
 又は、ご連絡がなかった場合 １日の利用料の１００％

（４）入居中の中止

入居途中にサービスを中止して退居する場合、退居日までの日数を基に計算します。

※以下の場合に、入居途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・入居者が中途退居を希望した場合

- ・入居日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・入居中に体調が悪くなった場合
- ・他の入居者の生命又は健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

(5) 支払方法

当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月20日までに入居者またはご家族に通知します。翌月27日までに（口座より引き落とし又は振込の方法で）お支払い下さい。

事業者は料金の支払いを受けたときは、入居者に対し領収証を発行します。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まず、担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）へお申し込み下さい。介護支援専門員が申し込みの手続きを代行します。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は1ヶ月先から2ヶ月先の月末までご予約頂けます。

(2) サービス利用契約の終了

①入居者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・入居者が介護保険施設に入所した場合
- ・入居者がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けている入居者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合

③その他

・入居者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず指定期日以内に支払われない場合、お客様やご家族などが当施設や当施設の従業者または他の入居者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、文書で通知することによりサービス利用契約を終了させていただくことがございます。

なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

6 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

①当施設は、入居者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めるものとするものである。

②当施設は、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の支援を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自律した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

③当施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って施設サービスを提供するよう努めるものとする。

- ④当施設は、医療重点型の介護老人福祉施設として、医療ニーズを抱えた入居者に適切な施設サービスを提供するよう努めるものとする。
- ⑤当施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。
- ⑥当施設は、入居者への虐待防止及び早期発見のため、職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。
- ⑦当施設は、入居者の権利保護のため必要があると認められる場合には、関係機関と連携し、成年後見制度の利用を支援するよう努めなければならない。
- ⑧当施設は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めなければならない。
- ⑨当施設は、その事業活動を通じて障害者就労施設等(国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。）の受注の機会の増大に協力するよう努めなければならない。

（２）サービス利用のために

事 項	有無	備 考
従業員への研修の実施	有	内外での研修実施・参加
サービスマニュアルの作成	有	業務マニュアル・事業計画書
身体的拘束の取り組み	有	身体拘束ゼロへの取り組み

（３）施設利用にあたっての留意事項

・面 会

特に制限は設けておりません。他の入居者の迷惑にならぬようお願いします。

感染症予防対策中は、都度施設にて対策を講じる為、ご協力をお願い致します。

・外出、外泊

特に制限は設けておりませんが、食事の中止、薬等の準備がありますので、早めにお申し出ください。尚、当日の体調により中止とさせていただく場合もあります。

・飲酒、喫煙

特に制限は設けておりませんが、喫煙は防災のため喫煙コーナーで、飲酒は医師の指示のある場合の制限、または健康管理、危険防止の自覚のできる範囲でお願いしております。

・金銭の管理

原則ご本人及び保証人、ご家族にお願いしております。

・所持品の持ち込み

施設には、収納家具を設置しておりますが、スペースに限りがございます。ご利用日数にあわせてお願い致します。

・宗教活動

特に制限はございません。ただし、布教活動・火気の使用、及び他の入居者の迷惑となる行為はご遠慮ください。

・ペットの持ち込みは禁止させていただきます。

7 緊急時・事故発生時の対応方法

事故発生時、入居者に容体の変化等があった場合は、事故対応指針および事故発生時の対応マニュアルに基づき、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ケアマネージャーやご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先	
氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	

8 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 緊急時災害マニュアルによる
- ・ 防災設備 自動通報システム・スプリンクラー・火災報知器
 屋内消火栓・消火器等設置
- ・ 防災訓練 毎月1回以上（訓練内容は消防署へ提出）
- ・ 防火責任者 施設管理者

9 緊急やむを得ない場合の身体的拘束等を行う際の手続き

身体的拘束等の必要性を判断する際の協議の方法

- ① 当施設は、身体的拘束廃止委員会を設置し、同委員会において利用者の「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要素を確認します。
- ② 当施設は、上記3要素の全てに該当する場合、身体的拘束に関する説明書を作成し、入居者・そのご家族に説明し同意を得ます。また、同意に基づいて身体的拘束等を行う場合はその理由、態様及び時間、その際の入居者の心身の状況を記録します。
- ③ 施設長・看護職員・生活相談員・介護職員・介護支援専門員は、身体的拘束廃止委員会の委員として上記の協議を行います。
- ④ 身体的拘束廃止委員会において協議を行う事が出来ない夜間・深夜帯に身体的拘束等が必要となった場合は、速やかに施設長に連絡して指示を仰ぎます。また、施設長に連絡がつかなかった場合については、生活相談員に連絡して指示を仰ぎます。この場合、生活相談員は速やかに施設長に報告するように努めます。

10 虐待防止対応

- ① 指定介護老人福祉施設及び指定短期入所生活介護事業所は、入居者への虐待防止及び早期発見のため、職員に対する研修の実施、虐待防止のための指針に則り対応します。その他の必要な措置を講じます。
- ② 虐待防止を図るため、施設内における人権擁護委員会（以下、桜の里人権擁護委員会）を設置し定期的又は虐待発生時の都度開催いたします。
- ③ 虐待防止対応責任者は、人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を入居者及びご家族等に啓発します。
- ④ サービスの質の向上を図るため、虐待防止及び解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告に表示いたします。

- ⑤ 提供されたサービスの内容において、虐待と感じられた場合、ご不明な場合には「11 サービス内容に関する相談・苦情」に示す責任者・担当者へお問い合わせください。
- ⑥ 虐待の通報は、「虐待通報書」によるほか、様式によらない文書、口頭による通報によっても受け付けをいたします。

電 話 042-654-3901
虐待防止対応責任者 施設長 加藤 敏隆

11 サービス内容に関する相談・苦情

① 介護保険相談・苦情

面接、電話、書面等により苦情受付担当者が随時受け付けます。
解決に向けた話し合いを行い、申し出から1ヶ月以内に申し出人に改善内容を報告致します。

電 話 042-654-3901
苦情解決責任者 施設長 加藤 敏隆
苦情受付担当者 生活相談員 山岸 正典 ・ 高野 宏昭

②その他

施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口などでも受け付けています。
東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口 03-6238-0177
介護保険証記載の区市町村介護保険担当係にご相談ください。

12 施設の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 多摩養育園
代表者役職・氏名 理事長 足利 正 哲
本部所在地 東京都八王子市八木町8番11号

定款の目的に定めた事業

第一種社会福祉事業

養護老人ホーム檜の里の設置経営
養護老人ホーム竹の里の設置経営
特別養護老人ホーム桜の里の設置経営
特別養護老人ホーム桜の里の設置経営
障害者支援施設精華の設置経営
救護施設光華の設置経営

第二種社会福祉事業

保育所光明第一保育園の設置経営
保育所光明第二保育園の設置経営
保育所光明第三こども園の設置経営
保育所光明第四こども園の設置経営
保育所光明第五保育園の設置経営
保育所光明第六保育園の設置経営
保育所光明第七こども園の設置経営
保育所光明第八こども園の設置経営
保育所光明高倉保育園の設置経営

保育所府中南保育園の設置経営

保育所八王子市立石川保育園の指定管理

短期入所生活介護事業(特別養護老人ホーム桜の里)の経営

老人短期入所事業(竹の里)の受託経営

障害福祉サービス事業(短期入所 精華)の受託経営

障害福祉サービス事業(共同生活介護・共同生活援助 輝)の設置経営

八王子市高齢者あんしん相談センター大横の指定管理

公益目的事業

居宅介護支援事業 桜の里ケアマネジメントセンター

府中市立介護予防推進センターの指定管理

令和 年 月 日

短期入所生活介護のご利用にあたり、入居者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

短期入所生活介護事業所 東京都第1372908176号

<事業者> 社会福祉法人多摩養育園 特別養護老人ホーム桜の里

<住所> 東京都八王子市犬目町 560番地1

施設長 加藤 敏 隆 印

<説明者> 所属 生活相談員

氏 名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏 名 印

代理人 住所

氏 名 印